
令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 第 2 回 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年1月24日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 樋口伊久磨 3番 武原由里子
日程第2	審議期間の決定	1日間 決定
日程第3	議案第4号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算 (第14号)	財政課長説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論あり、 可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会1月第2回会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員を、会議規則第88条の規定により2番、樋口伊久磨議員、3番、武原由里子議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。1月第2回会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年市議会定例会1月第2回会議の開催に当たり、御挨拶を申し上

げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、定例会 1 月会議においても申し述べましたが、変異株オミクロン株により全国的にこれまでにない感染が急拡大しており、1 月 22 日には過去最多となる 1 日 5 万 4,576 人と初めて 5 万人を超える新規感染者数を記録したところであります。

本市におきましても 1 月 10 日に 109 例目となる感染者が確認されて以降、飲食店及び小学校のクラスターが発生するなど、昨日までに 34 名の感染者が確認されております。

こうした中、長崎県においては、感染者数が連日過去最多を記録するなど極めて憂慮する状況にあることから、長崎市・佐世保市を対象にまん延防止等重点措置の適用を申請され、1 月 19 日に正式決定、1 月 21 日から 2 月 13 日までの期間で適用されており、この間、飲食店等においては営業時間を午後 8 時までとし、終日酒類の提供を行わないこと、また、全期間において要請内容に協力された場合は協力金の支給を行うこととされております。

県においては、長崎市・佐世保市以外の市町に対し、まん延防止等重点措置の適用申請について意見聴取が行われ、県内各市町においても感染状況や経済状況等を踏まえ申請を行ってほしい等の意見があり、壱岐市といたしましても感染が拡大している状況を踏まえ、まん延防止等重点措置適用の申請を行っていただく必要があると判断をしているところであります。

最終的には、この件については長崎県、さらには国において決定がなされます。市といたしましても引き続き長崎県をはじめ関係機関等と連携を図り、感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいります。感染拡大を抑えるためには、お一人お一人の行動が大切になります。市民皆様には引き続きマスクの着用、手指消毒、密の回避、定期的な換気など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、議員皆様には既に御報告させていただいておりますが、平成 28 年 4 月、市長選挙後の市の公共工事入札における指名回避について、株式会社壱岐産業から壱岐市、そして私個人に対する損害賠償請求事件、民事訴訟が平成 31 年 2 月に提起され係争中でありましたが、去る 1 月 18 日、長崎地方裁判所において判決が言い渡されました。

今回の判決主文については次のとおりであります。

1 つ、被告市は、原告に対し 299 万 4,956 円及び、これに対する平成 28 年 5 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 つ、原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 つ、訴訟費用は原告と被告市の間においては、原告に生じた費用の 2 分の 1 と、被告市に生じた費用とを 10 分し、その 2 を原告の負担とし、その余は被告市の負担とし、原告と被告白川との間においては、原告に生じた費用の 2 分の 1 及び被告白川に生じた費用を原告の負担とする。

4つ、この判決は、1項に限り仮に執行することができる。

判決主文は以上のとおりであります。

この件について遡りますと、平成28年4月、市長選挙後の市公共工事入札における指名回避について、原告が平成29年1月、私市長と、当時の副市長である中原康壽を公務員職権乱用罪、刑事事件で長崎地方検察庁へ告訴いたしました。

これにつきましては平成30年に不起訴となりましたが、これを不服として、原告は平成30年6月に長崎検察審査会へ申し出を行いました。しかしながら、長崎検察審査委員会においても再び不起訴となったところであります。

その後、平成31年2月に原告から壱岐市及び私白川博一個人に対し、民事訴訟、損害賠償請求事件が提起されました。

経過について御説明いたします。

平成28年5月に壱岐市が発注した公共工事4件について、壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号、市長が受注者として不相当であると認めるときは指名しないものとするに基づき、この4件の工事については指名回避を行ったところであります。

その理由といたしましては、市政に対する痛烈な批判のみならず、私個人に対する誹謗中傷が繰り返されるなどの信頼関係が築かれないことから、公共工事の相手方として誠実な契約の履行が見込められないこと、さらには原告の経営状況等を踏まえたことに加え指名回避を行ったことを訴えてまいりました。

一方、原告としては、市長選挙における相手候補を応援したことを理由に、本件指名回避が行われたことを要因として実質的に廃業に追い込まれ、これらに伴う損害として合計2,047万4,785円の損害を被ったと訴えられておりました。

このことについては、本件指名回避が適法であること、原告が廃業した理由は、本件指名回避が要因ではないことなどを訴えてきたところであります。これらの争点について双方主張を行い、私どもといたしましても、2名の証言者に出廷頂いたところであります。

しかしながら、判決においては、本件指名回避には、壱岐市長である私が恣意的に行ったものと解さざるを得ないこと、裁量権、すなわち行政を進める上で市長に許される判断の余地、許容範囲の逸脱、乱用があったと言えることから、それに基づく損害額として、4年間分合計299万4,956円になるとの判決内容でありました。

私といたしましては、裁判の過程において、市及び私の主張が認められず大変残念な結果となりました。

今後の対応については、民事訴訟法第285条の定めにより、判決書の送達を受けた日から2週間以内とする控訴期間、2月1日までとなりますけれども、が設けられておりますので、今

後の動向等を踏まえ、市議会並びに顧問弁護士等と協議しながら対応を検討することといたしております。

なお、本日上程いたします予算については、ただいま申し上げましたとおり今後控訴を行うかどうか、また、原告の動向などもありますので、その状況によって対応が異なってまいりますけれども、今後、裁判が確定いたしましたら、速やかな執行等を行う必要があることから、現時点で見込める歳出予算を計上するとともに、その財源としては、私への求償分を充てております。

本件裁判の結果、市が損害賠償債務を行うことが確定した場合には、市から私個人に対し、賠償金はもとより弁護士費用等を含めた全額を求償することとし、私が全額負担させていただくこととしております。このたび市政に混乱を招き、市民皆様に御心配、御不安をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。今後、今回の事案を真摯に受け止め、これまで以上に壱岐市の振興・発展に取り組んでまいります。

本日は、ただいま申し上げました本件に関わる予算案1件を議案提出いたしております。御審議頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第4号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第3、議案第4号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。議案第4号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第14号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億541万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正につきましては、このたびの裁判の判決に係る対応費用につきまして補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

20款1項1目繰越金の前年度繰越金は、控訴未確定のため、控訴費用に係る財源として113万円を計上しております。

21款4項2目諸収入の弁償金は、弁護士着手金等のこれまでの裁判に係る費用及び賠償に係る費用を求償請求するもので、540万7,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページから11ページをお開き願います。

2款1項1目総務費の一般管理費で12節委託料は、今回の判決に伴い生じる弁護士費用及び控訴となった場合の費用として、弁護士委託料248万6,000円、21節補償補填及び賠償金の損害賠償金は、今回の判決による損害賠償額等405万1,000円を計上しております。

なお、費用の詳細につきましては、別添資料に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 判決について、白川市長に質問をいたします。

今回の判決部分を読みまして、白川市長含めて市がやったことは極めて恣意的なことで、指名停止、指名回避は許されないと、その上で、極めて裁量権の逸脱、乱用である。それから、国家賠償法上の違法であると、こういうふうに地裁は断罪していると考えます。まさに白川市長がやられたことが裁判で裁かれたわけであります。

このことについてしっかり受け止めて、先ほど言われましたように残念な結果じゃなくて、しっかり反省をすると、このような行政上の行為を行ったことは過ちだったということをしっかり表明されるべきだと思います。そういう点で、残念な結果と曖昧な発言がされる、これは極めて遺憾であります。

そして、この場にあっても控訴するか、しないかも表明されないというような予算を出されることも極めて遺憾であるというふうに考えますが、白川市長、いかがですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の御質問にお答えします。

今回の判決につきましては、私たちの主張が通らなかったということについて、率直に残念だと思っているところであります。しかしながら、このような判決が出たわけですから、先ほど来申し上げますように、市民皆様におわびを申し上げるところでございます。

ただ、この状況につきましては、明日以降、市民皆様にもケーブルテレビでおわびを申し上げることといたしております。判決が確定をいたしましたならば、改めておわびを申し上げます。もちろん、山口議員がおっしゃるように、今回の判決はまだ確定はしていないと言いながらも、真摯に受け止める。そのことは先ほど御挨拶でも申し上げました。真摯に受け止めているところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 残念な結果だとまだ言われます。真摯に受け止めると、真摯にということは、やっぱり自らがやった行為に対して判決がなされたわけですから、やっぱりそれを受け止めるということが必要ではないかなと。

以前に、やっぱり法場でしっかり説明するというようなことを政倫審でも市長は言われましたが、法場で説明されて、そのことが判決として出たわけですから、説明に対する審判が。ですから、そういう意味では、真摯に受け止めるならば、市民に説明する云々じゃなくて、しっかり受け止めてこう判断するという態度表明。

私は、やっぱり控訴すべきでない、どなたの意見を聞かれようとして躊躇されているのかわかりませんが、控訴すべきではないというふうに判断を速やかにして決定されるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの山口議員の御意見、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 5点質問がございます。

1つ目、控訴が行われた場合、その後かかってくる費用に増額があったとしても、その全ての費用は市が求償権を行使し市長個人が弁償するのが1点目です。

2点目が、控訴を検討しているということは、一審の判決に対して不服があるということですが、判決のどの部分に不服があるのかということをお教えください。

3つ目が、控訴を行った場合、一審の判決が覆られないことが9割ですが、控訴に関しては続審なので、新たな主張、裁判資料が必要となってきます。それが、控訴を行おうとするのであれば、あるのか。あるのであれば何なのかをお教えください。この内容を教えていただけないと、控訴する価値があるのかどうかということをお判断できないと考えております。

次、4つ目です。4つ目が、壱岐市職員の懲戒処分に関する指針、壱岐市が公表しているものですが、この中に、入札等の公正を害すべき行為を行った職員は免職又は停職すると示されています。また、その中に非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いとき処分はさらに重くなるとも書かれています。

それを踏まえて聞いていただきたいのですが、判決文中で、原告が主張するとおり対立候補を支援したことを理由に本件指名回避等をしたと認める。このような理由に基づいて行われた本件指名回避等は、公正性、透明性、経済性等の観点から説明できるものではないことは明らかである。地方公共団体の長である被告白川が恣意的に行ったものと解さざるを得ない。そうすると、本件指名回避等には裁量権の逸脱、乱用があったと言えるから国家賠償法違反となると明確に判決が出ています。

控訴しないのであれば、この判決と壱岐市の懲戒指針に基づき、免職あるいは停職になるのではないかというふうに考えております。

また、控訴するのであれば、控訴の結果が国家賠償法違反の部分において変わらない判決が出るのであれば、免職あるいは停職と理解しておりますが、この認識について御意見をお聞かせください。

最後、5つ目です。判決文中に、原告の営業状況を見ても本件指名回避等を除き実質的廃業に至る原因は見当たらない。本件指名回避等がなければ原告は実質的廃業に至らなかったというふうに書かれています。

今回は、原告が壱岐産業の代表であった眞弓氏となって損害賠償請求の告訴を行っておりますが、判決によりこれが認められるのであれば、当然壱岐産業の廃業によって職を失った従業員の方々に対しても白川市長に責任があったことになるかと思えます。これについてお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私の立場でお答えられる部分について先にお答えさせていただきます。

控訴費用の関係がございました。これについては、現在は個人の市長のほうに求償をしていないわけですが、控訴後に市長に対して求償することになるのか、損害賠償も含めて、二審判決後のことをお聞きされておると思いますが、控訴をした場合、そしてまた、相手方からされた場合の状況及び控訴審判決のやはり結果に基づいて、求償の根拠、そして理由を精査して対応になることと思っております。

現段階での答弁は、以上になるかと思えます。

それと、あと、懲戒処分の方針、規定のところのお尋ねがありました。これにつきましては、職員の懲戒処分につきましては、地方公務員法第29条の規定により適用をしておるわけでございますけれども、地方公務員法は、一般職の公務員に適用するものでございまして、特別職である市長に対して、この適用はなされないものと解しております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃいますように、控訴については、やはり新しい証拠といったものがなければ非常に厳しいかと思っております。それについても、先ほど来申し上げますように、そういったものがあるのかないかいったようなものを、弁護士等々と今協議中でございます。そういったことで、今はっきりした控訴をすとかしないとかいう判断をできない状況にあるということをお理解いただきたいと思います、思っております。

それから、従業員の方々に対する補償というもの、そういったものは、原告の請求の中でそれは私は入っているものと思っております。そこに、それを含めたところで今回の損害の決定がなされたと思っております。

ただ、1つだけ申し上げておきたい、不服といいますか、どういったところにその不服があるのかということについては、実は、指名回避というのは、指名停止と違いまして、指名停止というのは、ある一定の期間、いつからいつまで指名停止をしますよということでございます。

指名回避というのは、そのときだけですと、そのときに限って回避をするんですと、指名しない、これが回避でございますが、今回の判決は、白川が市長でいる期間は指名回避が続くだろうということで、ですから4年間分を計算したんですよということが判決書に書いてあります。

これについては、私は指名回避を4年間も続けるのかと、そんなことはあり得ないと私自身は思っておるわけでございますけれども、そういったことについて裁判の判断がなされた。これについては裁判官の判断でございますから、判決でございますから、それはそれとして判断されたんだなと思っております。

あえて言いますならば、指名回避というのは、そんな4年も続くのが指名回避であるということは、私の心の中ではおかしいなということは思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。久間総務部長からの御答弁の中に、少しお待ちください。壱岐市職員の懲戒処分に関する方針の部分で、この方針に関しては一般職員に対して適用されるものだという御答弁がありました。その中で、先ほど申し上げたとおり、非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いときは処分はさら

に重くなるということが書かれています。

法律の話、条例の話で言うと、先ほど久間総務部長がおっしゃったことは理解したんですけれども、この壱岐市が出している指針に基づいて考えると、当然、特別職だから、じゃ、そのところに関しては処分しませんよ、懲戒を適用しませんよというのは通らないんじゃないのかなというふうに思っているんですけれども、そこについて、責任がある白川市長個人の、白川市長からの御意見をお聞かせ頂きたいです。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 森議員の御質問にお答えします。

まず、懲戒処分の規定の解釈についてなんですけども、市の指針が先ではなくて、法律が、根拠規定が先だと思っております。ですから、その根拠規定の地公法29条に対する処分の指針という形で定めておりますので、一般職に適用した指針ということになります。ですから、特別職は地公法の適用を受けないというふうに解しております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長、ありますか。森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 適用を受けないということに関しては、僕も理解しているんですけれども、適用してはいけない、その自分のやったことに対して何かしら懲戒処分をしてはいけないということでもないと思いますので、そこに関する、何というんでしょう、ごめんなさいで済むのか、それとも何かしらやっぱり処分を、自分に対してというか、市として下さなくていいのかというところの判断をどう考えているかということをお聞かせいただきたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問でございます。ただ、今回の行為について、端的に言えば、損害部分について賠償すればそれで済むのかという御意見だと思っております。これについては、裁判が確定をいたしましたら、その時点で私の責任といったものを明確にする議案を提出したいと思っておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） この議案についての性格を確認したいんですけれども、まず今、今日の段階で控訴するか、しないかを決めてはいないということで、この議案が出ているという話ですので、控訴してもしなくてもいいような議案になっているということで理解をしております。

それで、この議案を否決した場合は控訴できなくなってくるんですけれども、相手があることですので、相手が控訴してくることも想定されると思うんです。その場合において、否決した場合に控訴が、再度何かの方法で控訴しようとしているのかどうか、できるのかどうか。これを否決

しても控訴できるのか、できないのか。

否決しないでそのまま通した場合は、控訴なり確定なりができると思うんですけども、そのこの我々に控訴をするか、しないかというのが、委ねられているのか、いないのかというところを確認したいんです。

本来であれば、これは壱岐市の話ですので、壱岐市のトップの話、判断をするべきところだと思いますので、我々議会が控訴するか、しないかというところではないと思うんです。その判断が明確になっているのかと確認したいんですけども、分かりますか。要は、最終判断を、我々じゃなくって市長がすべきだと思うんですが、そういったことの趣旨のこの議案でいいのかというのを確認したいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、控訴につきましては、これは地方自治法に定められておりますように、議会の議決が必要でございます。ですから、市のほうが一方的に控訴をしますということにはならないと思っております。

今回の予算措置の仕方についてなんですけども、原告、被告、双方が控訴をしない場合は、控訴の期限後に判決は確定することになりますが、年5分の遅延、損害金の加算がありますので、速やかに支払うためには、事前の予算措置が必要となってくると思っております。

また、控訴する場合は、判決文の送達日から2週間の控訴期限がありますので、控訴費用の事前準備も必要でございます。さらに、原告側の控訴がある場合に対する附帯控訴というものもございます。そのようなことも考えられますので、どのような結果にも対応すべく予算措置をお願いをしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） どのような対応もできるようにということでありますので、そこは理解をしています。だから、今後あと1週間のうちに何があるか分からないという話ですから、それに対応したいという趣旨の議案だということに分かります。

ただ、仮に否決された場合に、これ控訴費用がなくなりますから、控訴できないということで、こっち側から、壱岐市側から控訴をする手だてがなくなってしまうというふうになっている議案でもあると思うんです。

こういうことじゃなくって、本当は、控訴をします、控訴しませんというのを決めた段階で提案をするというのが本来の趣旨であるべき姿だと思うんです。それをする前に、こういった何でも対応できるようにしますというふうな議案でありますので、気持ちは分かるんですけども、本来のやり方じゃないのかなというふうに私は思っています、この時間帯だからこの議案だと

いうことだと思うんです。

ですから、そこを決める決定権が議会にあるという状態のこの議案の出し方については、私はちょっといかがなものかというふうに思っていて、本来であれば控訴する、控訴しない、決めた段階で出すべきだったというふうに思っております。それは私の意見です。

あと、私の苦言をひとつ言いたいんですけども、今回のこの資料については、昨日の夕方6時ぐらいに出てきた資料なんです。この件につきまして、こういった大事な議会である場で、我々議会に対して、もしくは市民に対しての説明が直前になっていると、直前も直前で、説明を聞いたのはほとんど今朝の状態、こういったことがあつては正しい判断もできないですし、我々もその資料収集とか調査・分析、しないといけないことはありますので、資料のほうを早く出していきたいです。

時間があつた、計算と時間がかかるのは分かるんですけども、そういった小さい数字が出るまでもなく、こういった方針で臨んでいるといったことを今後も早く言っていただきたいんですが、そこをちょっと御答弁頂きたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御指摘にお答えをいたします。

議案の上程、そして、その資料の提出については、速やかにしなければならないと思っております。今回も努力をさせていただきましたけども、こういう形で遅くなりましたことをおわび申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 終わります。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今の植村議員の質問に同じような内容なんですけれども、質問をいたします。

今日のこの議会の日程は1月18日にタブレット配信されました。それにも関わらず議案は昨日の夕方でした。かなり市民の方からもいろんなお声が届いておりました。そういう中で私たち議員は何の情報もなく、どう対応をしていいかわからないという期間をこの間過ごしておりました。これは、やはり議会の軽視または市民に対する軽視になるのではないかと本当に強く思っております。

今謝られましたけれども、大変重要な内容についてです。皆さん市民も本当に注目しております。こういう議案をする場合の日程の決め方、先ほど全員協議会では、市長は、2月1日の期限前までにもう一度議会へ報告しますというお話をされましたので、今日の議案、予算案の提案ではなく、もう一度、控訴するかどうかを決定してからの議案提案でもよかったんじゃないかと考

えておりますが、その件についてお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 議案の提出の日程につきましては、議員御承知のとおり18日に判決の言い渡し、そして、判決文の送達日が次の19日という形で、市としても早い対応をしてみたいわけですが、何分専門的なところもございます。

代理人である弁護士との相談、そして、この市長に対する個人的な求償、その額の確認、その手続等でこういう状況となったということは理由でございますけれども、先ほど植村議員の御指摘に答弁いたしましたように、今回この議案の提出が遅れたことにつきましては、おわびを申し上げます。

それと、予算措置につきましては、先ほど申しましたように、あらゆる状況に対応すべく措置という形での上程を今回選択をさせていただきました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 通常予算であれば、そのあらゆる想定ということも今までであったのかもしれませんが、今回に関しては、かなり、いつもの予算とは違うのではないかと私思っております。控訴する、しないによって、やっぱり全く違うのではないかと思っておりますので、金額の面だけではなくて。

そのあたりもやっぱり、あらゆる面をというふうに、フリーハンドというぐらいのそんなに生ぬるいような状況ではやっぱり予算を立ててほしくなかったというのが、市民にとってもやっぱり本当血税ですので、きちとした方針をしてからの、まだ2月1日までは日にちがありますので、そこまでに再度検討をして提案していただいたほうが、まだ私たちに控訴するかどうかを委ね、今の段階で委ねられて、今回議案を通すか通さないかというのはすごく難しい判断だと思っておりますので、やっぱりタイミングと中身とをもう少し議論していただいて、こちらの議会への提案がやっぱり必要だったんじゃないかと考えておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 武原議員の御質問にお答えをいたします。

通常であれば、議案の上程等は議会開会日の1週間前に上程させていただいておるところでございますけれども、今回につきましては、先ほど申しましたように、判決というところがスタートになっております。ですから、1週間前というのは物理的にも厳しい。ただ、その中でも努力はしてきてまいりましたけれども、遅くなりまして申し訳ございませんというところの答弁になっておると思っております。

それと、確かに2週間の控訴期限を待つというところもございます。それもできないことは

ないと思います。やれば、ぎりぎりであれば1月31日の状況において、控訴をするならば、その控訴の議案と一緒に予算も上げることはできるかもしれませんが、その段階まで待つということになれば、今度は控訴をしない場合につきましては、加算、遅延加算金もつくこととございますので、速やかな執行も視野に入れた予算措置ということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど来、武原議員におかれましては、ぎりぎりまで待ってこの予算を出したがよかったんじゃないか、はっきりとして、控訴するかしないか決めてから出すべきじゃないかという御意見でございます。

実は、そういうことももちろんあるわけでございますけど、本日議会を開催をお願いしたのは、やはり、先ほど来御挨拶で述べましたことについて、議員皆様方に早く私はおわびをし、お伝えをしないかんといい気持ちから、24日、本日議会を開いていただいたわけでございます。

そういった中で、じゃ、その予算を開くために、また、2月1日までの間に議会をもう一度召集するかというようなこともございまして、失礼しました。開催頂くかというようなこともございまして、今回、24日に議会の再開をお願いするわけですから、そのときに一緒に予算も出そうというようなことで今回出させていただいたところでございます。

そのときに、今、議員おっしゃるように、じゃ、損害賠償は当然でございますけれども、控訴費用の裁判費用についてどうするかということをご正直申し上げて議論をいたしました。そういった中で今回出させていただくという結論になった、そういう今までのいきさつがあるということだけは申し上げておきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山口議員は3回目ですから、音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 私は、今までの質疑の中で、反省をすべきという言葉も出るし、主張が認められず残念であるという言葉も出ます。日本の裁判は三審制は認められております。しかし、政治の世界というのは、市民から訴えられるということは非常にじくじたる思いであろうと思います。

民、信なくば立たず、いわゆる市民との信頼関係で行政はなされております。

そして、今回私は特筆すべきことは、特に述べることは、要するに今一連の経緯で総務部長が申されましたが、時間的に18日の判決だったから、議案が出せなかったと。18日に議会の通知が来て、タブレットでこちらから全員協議会でこの朝9時から集まってください。そこで議案を配付します。それで、この老岐市議会がですよ、調査権限を持って、いいですか、じくじたる思いをして、ここに議場に出席をしてくるんですよ。私が請求してなかったらどうなったんですか。

それも、6時ですよ、夕方の配信がされた。6時ちょっと前ですよ。請求しなければ、このタブレットで資料さえ出ない。そして、朝の全員協議会で説明されますと、これでこういう大切なことをね、議会に諮らうとすることが果たして許されるんですか。本当にこういうことはあってはならないですよ。何をもって調査できるんです。

皆さん言われたように、議会の議決が要る、控訴するならば。議会に委ねるんですか、最終的に。行政のトップが判断してやるべきじゃないですか。私は、いみじくも控訴すべきではない、個人的議員としての、16分の1の議員としての考えを申し述べたい。

ですから、私が言いよるのは、総務部長が弁明がましくわびをしておられますけど、資料ぐらいいは流せたはずですよ。いいですか。そして、何を上程するかって議案名も出さない、こんな議会の在り方がありますか。

当日の朝9時から集まってください、全員協議会、そこで議案も全てお話しします、上程議案を。私はね、これが本来の民主主義の在り方ではない、私は考えています。これが壱岐市の今の市制の現状であるから、いち早くこういうのは断ち切るべきであると、真摯にこれこそ立ち返るべきと考えております。

私は、こういう分断の壱岐市政であったら、何も将来への希望がない。市長、どうですか、腹を決めてくださいよ。答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるように、資料等々が大変遅れたということについては、おわびを申し上げます。そして、今決断を早くしろという、——失礼しました。その前に、そのような体質というものは、しっかりと受け止めさせていただきます。

そして、今まで控訴する、しない、早く決断をしろ。そして、あたかも議会がそのことを判断するようなことを言うなというようなことでございます。

壱岐市の態度として、できるだけ早く控訴する、しないは決定をいたしたいと思っております。ただ、原告にもその権利はございますので、あくまでその期限は2月1日ということになるわけでございますけれども、壱岐市の方針としては、なるべく早くいたしたいと思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 民事の最終的なあれは、和解をすればできるわけですね。私は、そこにお互い争点いろいろあろうと思うんです。争いの争点の考え方がそれぞれ相違があると思うんです。早くテーブルに着いて、やはりここは解決を急ぐべきであると。そして、一日も早く壱岐市政の新たなる一歩を踏み出すということが、市民も望んであると思います。そこら辺は、

皆さん方で熟知しながら、御検討をいただきたい。

そして、私はここで議決をすべきではないというふうに思っております。再提案をすべきであると思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りをします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このような重大問題を、この本会議、それも資料も昨日急遽、出され、そして急遽、朝説明があり、審議が十分重ねられたというふうには考えられません。委員会をもって深く議論して結論に至るための過程を踏んでいただきたいというふうに考えます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに。

暫時休憩を取ります。ただいまより議会運営委員会をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。休憩を取ります。

午前10時52分休憩

午前11時30分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま山口議員から、委員会付託の動議が提出をされました。この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。はいはい、ようございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） この動議に賛成の方がいらっしゃいませんので、議事を進行してまいります。

よって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 今回、議案と出されました補正予算に対しての反対討論を行います。

本議案は、平成28年の市長選挙における白川市長が、選挙後、壱岐産業眞弓さんを指名回避したことによって起こされた民事訴訟による判決による議案であります。

判決内容を見ますと、白川市長は対立候補を支援したことを理由に指名回避したと認めることができると、そういうふうには判決は断じております。そして、恣意的に行い、裁量権の逸脱、乱用があったというふうには断定しているわけであります。

このような判決に結果に対して、白川市長は「残念だ」と、「このようなこと真摯に受け止める」と、こういうふうに言われるわけですが、ならばというわけですが、ならばしっかり判決を受け止める、壱岐の自治基本条例の中には、「市長は市民の負託に応え、市の代表として指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に総合的に市政運営をする」と、このように自治基本条例に書いてあります。

この立場に立って、市長は市の代表として指導力を最大限に発揮する、この立場で言うならば、裁判の判決を真摯に受け止めて反省をし、控訴を断念する、この立場に立つべきであります。

このことは、公正かつ誠実に総合的に市政運営をする立場に立つ市長の姿勢だと考えます。

よって、市長、市ははっきりと控訴しない、そして自らの責任を認める、この立場に立って市長は責任をしっかりと取るべきであると思います。市政を混乱し、壱岐市の名前を悪評として広めた責任、市民に様々な負担をかぶせる行為に発展したこのことに対して責任を取り、私は辞任をすべきだと、このように考える次第であります。

判決を受け、市民にしっかりと説明をし、自らの責任を釈明し辞任を求めるものであります。

そしてもう一点、今回出された予算案に対する極めて事前の資料の提出が遅れる、極めて不誠実な提案でありましたし、中身についても極めて粗雑と言わざるを得ない。それは、控訴するかしないかの両面を予算案の中に記入している、このような予算は予算の原則、統一性、明瞭性、厳密性に欠ける極めて問題の多い予算だと考えます。

厳密性で言うならば、議員として控訴すべき、控訴すべきでない、この両面を採決で表明を一つにせざるを得ない、このような議案が、予算案があつていいのでありましようか。

予算案として極めて問題が多い、私は控訴すべきではない、その立場から控訴する費用の入った予算案に反対をし、削減をし、再提出を求めるものであります。

以上であります。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。森議員。

〔議員（1番 森 俊介君） 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 今の山口議員の反対討論に対して、賛成討論を行わせていただきます。

今山口議員のお話の中では、予算に対して可決するかどうかという話と、市長の責任の問題については混ざって話しされていたのかなというふうに感じました。

市長の責任の問題につきましては、先ほど僕も質疑させていただきましたが、判決が確定した後にはどういった懲戒処分をするのかどうか含めて議案で出すというお話をされていたので、そちらをまずは待ちたいというふうに考えております。

そして、予算の可決に関しては、これはどちらかというとも市民の方向けにお話ししたいと思うんですけども、今回の議案を可決しないとどうなるかという、壱岐産業の眞弓さんに対して賠償金を支払うことができないというふうになることに関しては、御理解してほしいというふうに思います。

今回の議案の予算の中では、その壱岐産業に対する、眞弓さんに対する賠償の金額と、あとはその控訴費用について両方が計上されておりますが、今回その予算、今回の議案に対して議員が可決したとしても、控訴するという事を議員が認めたというわけではなくて、今回可決しても市側がもし控訴するという判断をした場合、それを議員が認めるのか、認めないのかということに関しては、再度議会を開かれて採決を取るということでしたので、その賠償金を市が壱岐産業、眞弓さんに対して支払うということに関して、ここで議案を可決しなければ支払えないということで賛成討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

〔議員（1番 森 俊介君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。1月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、令和4年壱岐市議会定例会1月第2回会議を終了いたします。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 樋口伊久磨

署名議員 武原由里子